

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

記録によれば、上告会社代表者より提出した所論第三回期日変更申請書には、期日変更を必要とする事由として、単に「都合により」というだけであつて、民訴規則一三条の要件を満たすものとは認められず、原審がその申請を却下したことは何ら違法ではない。また、第一審および原審において、所論のように、上告人に不公平な取扱をし、または不当に防禦権を制限した点も何ら認められない。それ故、所論は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎	
裁判官	斎	藤	悠	輔	
裁判官	下	飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七	